

議題（6）オレンジゆずるバスのバス停におけるネーミングライツ制度（案）について

（1）ネーミングライツ制度の目的と概要

- ・地域で公共交通を支え、オレンジゆずるバスの運行を持続可能なものとするため、協賛金を納付いただいた箕面市内の店舗や事業者にオレンジゆずるバスのバス停の命名権（ネーミングライツ）を付与するもの。

（2）制度（案）

①協賛金額（ネーミングライツ料）について

- ・1バス停あたり100,000円/年度とする。
 - ※ただし、年度途中から権利取得を希望する場合、当該年度は、権利取得月に応じた金額（9,000円/月）とする。
- ・協賛金とは別途、権利取得に伴うイニシャルコストとして、標柱シールの作成・張替費用や車内アナウンスの更新費用（実費）を負担いただく。
 - ※ただし、北急延伸に伴う再編当初に応募いただいた場合のみ、イニシャルコストの負担を免除し、協議会が負担する。

②命名できるバス停について

- ・オレンジゆずるバスの全てのバス停を命名権の対象とする。
 - ※ただし、制度開始後は、既に命名されているバス停を除く。
- ・命名できる名称は、協賛店舗・事業所から最寄りのバス停の副名称とする。
 - ※主名称の後ろに（ ）書きで店舗名等を表記する。

③命名したバス停名が表示される媒体

- ・バス停標柱（車道側面・歩道側面とも）
- ・バス車内の音声アナウンス
 - ※音声アナウンスへの反映は、ダイヤ改正を伴う場合などを除き、阪急バスの音声アナウンス更新時期（概ね7月）に合わせて実施する。
- ・協議会が作成するバスマップ・時刻表
 - ※バスマップ・時刻表への反映は、ルート改編やダイヤ改正を伴う場合などを除き、各デザイン更新時期（概ね3月～4月）に合わせて実施する。

④権利期間

- ・原則3年度間とする。
- ・年度途中から権利を取得する場合、当該年度を起算年度として3年度間とする。
- ・北急延伸に伴う再編当初のみ、令和6年度を起算年度として3年度間とする。

⑤募集期間

- ・随時とし、毎年11月を募集強化月間として、広報紙等での広報を行う。
- ・北急延伸に伴う再編当初の募集時のみ、令和5年11月末を〆切として募集を行う。

⑥権利期間中の名称取り下げ・権利期間満了時の取扱い

【権利期間中の名称取り下げについて】

- ①権利者の責に帰すべき理由の場合…既に納付済みの協賛金は返還しない。
 - ②権利者の責に帰さない理由の場合…既に納付済みの協賛金を経過した月数に応じて返還する。
- ※どちらの場合も、標柱シールの作成・張替や車内アナウンスの更新は協議会の費用負担のもとで行う。

【権利期間満了時の取扱いについて】

- ①ネーミングライツの継続を希望する場合…他に当該バス停の命名権を希望する事業者がいる場合は、運行事業者の意見も踏まえて、協議会事務局にて審査し、決定する。他の事業者がいない場合は、当初と同じく3年度間ごとの期間で権利期間を更新する。
- ②ネーミングライツの継続を希望しない場合…バス停への命名を終了する。
※終了に伴うバス停標柱シールの張替等の費用は協議会が負担する。
※ただし、連続して別の事業者が命名権を取得する場合、標柱シールの張替費用等は、新たな権利取得事業者が負担する。

⑦同一のバス停に複数の事業者から応募があった場合の取扱い

- ・原則先着順とし、先着順によることができない場合は、運行事業者の意見も踏まえて、協議会事務局にて審査し、決定する。
- ・北急延伸に伴う再編当初の募集時のみ、11月末を〆切として募集を行うため、当該期間後に運行事業者の意見も踏まえて、協議会事務局にて審査し、決定する。

⑧バス停名称の審査

- ・公のバス停名に適した事業者・名称であるかどうかなど、運行事業者の意見も踏まえて、協議会事務局にて審査し、決定する。

⑨その他・今後のスケジュール

- ・その他詳細は、協議会要綱として定める。
- ・今後のスケジュールは以下のとおり。

